

浜松市告示第728号



住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成24年3月1日から本市内の町の区域を別図に示すとおり変更し、南浅田一丁目及び南浅田二丁目に編入する区域の小字を廃止することについて、同条第2項の規定により告示する。

平成23年12月26日

浜松市長 鈴木康友

別図

